

近代における神社祭祀と宮中年中行事

竹内雅之

はじめに

本稿では明治中期から昭和初期にかけての神社祭祀と宮
中年中行事の位相を概観する。大正三年一月二十四日に勅
令第十号「官国幣社以下神社祭祀令制定ノ件」(以下、勅令
「神社祭祀令」、同年三月二十七日に内務省令第四号「官国
幣社以下神社祭式制定ノ件」(以下、内務省令「神社祭式」)
が制定され、近代における神社祭祀の綱領が定まったが勅
使参向の神社例祭は例外とされた。そのうち明治神宮の造
営を端緒として勅使参向の例祭式が整えられた。これら内
務省管下の勅祭と宮内省が奉行する賀茂・男山(石清水)・
春日の三勅祭との関係、さらに三勅祭と宮中年中行事との
関わりを考察する。

一 皇室祭祀と神社

明治四十一年公布の「皇室祭祀令」第九条に定めるとこ
ろの大祭(御親祭)は元始祭・紀元節祭・春季皇霊祭・春
季神殿祭・神武天皇祭・秋季皇霊祭・秋季神殿祭・神嘗
祭・新嘗祭・先帝祭・先帝以前三代ノ式年祭・先后ノ式年
祭・皇妣タル皇后ノ式年祭の十三祭である。このうち新嘗
祭に關聯する第十五条第二項は、

新嘗祭ノ当日ニハ賢所皇靈殿神殿ニ神饌幣物ヲ奉ラシ
メ且神宮及官国幣社ニ奉幣セシム

と神宮・官国幣社への班幣につき規定されている。また小
祭(御親拝)は第二十一条で歳旦祭・祈年祭・賢所御神樂・
天長節祭・先帝以前三代ノ例祭・先后ノ例祭・皇妣タル皇
后ノ例祭・綏靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル歴代天皇ノ式
年祭の八祭が定められる。そして第二十三条には、歳旦

祭・祈年祭に關聯し次のように規定される。

歳旦祭ノ当日ニハ之ニ先タチ四方拝ノ式ヲ行ヒ祈年祭ノ当日ニハ神宮及官國幣社ニ奉幣セシム但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ四方拝ノ式ヲ行ハス

四方拝には諸大社に対する拝礼が含まれ、祈年幣は神宮ならびに官國幣社に班幣される。このように皇室祭祀令のなかにも神社に対する規定がわずかながらも確認できる。

大正三年の「祭祀令並神社祭式ノ改正要項」は「改正ノ主要ナル点」として十三の一つ書きから構成される。その筆頭の条目を左に示す。

従前ハ祭式ヲ主トシ、祭祀ノ区分ニ關スル大祭ト公式祭ノ件ハ、別ニ訓令ニ依リテ發布セラレ寧口之ヲ従トスルノ姿ナリキ、然レトモ斯ノ如キハ却テ本末ヲ転倒セルモノニシテ、祭祀ノ名目先ツ定マリ次イテ其ノ細目タル祭式ニ移ラサルヘカラサルコト言フ俟タス、已ニ前年發布セラレシ皇室祭祀令モ亦此ノ精神ニ依リテ立案セラレタルヲ見ル、仍テ今回發布ノ神社祭祀令モ、右ノ主旨ニ基キ、傍ラ皇室祭祀令ヲ準拠トシテ立案セラレタルナリ(傍点筆者)

右の第一条より皇室祭祀令にならない神社祭祀に關する法令が整備されていたことがわかる。次に第六条を左に掲げる。

従来大祭中祈年新嘗ト例祭トノ間ニ多少ノ輕重アリテ、例祭式最モ重視セラレ随テ官國幣ノ別ハ例祭式ニ於テ之カ区分セラレタリ、然レトモ既ニ祭祀令ニ於テ三祭ヲ等シク大祭ニ列セラレシ以上、祭式モ通シテ同一ノ式ニ抛ラシムルコトニ改マレリ、又幣ニ官國ノ別アリト雖トモ、必シモ祭式ノ上ニ之カ区分ヲ置クノ要ナケレハ、官幣社ト國幣社ノ例祭式ヲ同一ニスルコト、ナレリ、此ノ如ク祭式ヲ統一シタルト共ニ、三祭ヲ通シ宮司供進使並ニ祝詞ヲ奏上スルコトニ改マリヌ、是又従前ノ如ク何レカ其ノ一方ノミニ止マルハ、祭祀ヲ行フ上ニ於テ多少不備ノ点アルヲ免レス、且ツ宮司供進使ノ二者ハ夫々其ノ職分ヲ異ニセルヲ以テ、各々其ノ職司ニ応シテ奏上ノ詞アルヲ最モ適當ナリト認メタルニ依ルナリ、随テ府県社以下神社ニアリテモ、如上ノ主旨ニ依リ、当該神職ノ祝詞奏上ト共ニ供進使モ亦之ヲ奏上スルコト、ナレリ、尚各社ノ例祭ニハ祭式ニ規定セル次第ノ外古來行ヒ來リテ廢スヘカラサル神事モアレハ、雜則ニ於テ「例祭ニ際シ古例ノ神事アルモノハ之ヲ行フコトヲ得」トシテ祭典上ニ融通ノ途ヲ開キタリ、(傍点筆者)

この第六条からは祭式の同一化・統一化とともに官國幣社の秩序を再編しようとする意図がみとれる。キーワード

は地方団体より差遣される供進使（幣帛供進使）である。当条末尾の但し書きは統一祭式の例外事項として「古例ノ神事」に言及している。ここには「勅使」という言葉こそないが勅使参向の官社例祭への配慮が窺える。もともと神社の祭祀において例祭は最も重視されてきた。その全国神社の中核となる官社の例祭における官幣・国幣の区分に替わり将来的に勅使・供進使の区分を設けるための布石である、と当条は推察される。そもそも官社のなかにおいても、特に勅使参向の神社の例祭は皇室祭祀の延長線上にあり、その祭式の法制化は大正三年以降の課題とされた。

さて神社本庁には、宮地直一が作成した「祭祀令並神社祭式ノ改正ニ関スル調査 第一」（以下、「祭祀祭式改定調査」）なる報告書（謄写版十三丁）が所蔵されている。²当該報告書は作成日時不明ながらも内容からして大正十四年前後のものと推察される。その大綱は次のように締め括られている。

按ズルニ明治八年ノ神社祭式ハ簡約ニシテ行ハレ易ク時勢ニ適応スルヲ主トシ大正ノ祭祀令及ビ神社祭式ニ至リテ大ニ不備ヲ補フトコロアリ府県社以下神社ヲモ包含シテ其ノ内容具備スルニ至レリト雖モ尚遺漏シテ他日ノ補修ニ俟ツベキモノアリ加フルニ爾後ニ於ケル時勢ノ進運ハ之ヲ以テ満足スベキニアラズナホ是ヨリ

先明治四十一年皇室祭祀令ノ發布セラル、アリ相互ノ関係ニ就キテモ考慮ヲ要スル点ナキニ非ズ仍テ此ニ現ニ問題トナレル諸点茲ニ今後ノ研究ヲ必要トスル条ヲ挙ゲテ参考ノ一端ニ供セムトス

右につづき大項目として「一、神宮ノ祭祀」「二、官国幣社以下神社ノ祭祀」「三、宮内省関係事項」が掲げられ、大項目第三「宮内省関係事項」には四つの小項目が並ぶ。すなわち「一、親告又ハ親謁ニ関スル規定」「二、奉幣ニ関スル規定」「三、神宮ノ遷宮祭」「四、祭式」である。最後の小項目第四「祭式」の内容を以下に示す。

神宮並官国幣社祭式ハ内務大臣ノ之ヲ定ムベキコト祭祀令ニヨリテ明白ニシテ仍テ大正三年神社祭式ヲ定メ次イデ神宮祭式ヲ制定セムトスル見込ナルガナホ同年以降神宮祭祀令第七条、官国幣社以下神社祭祀令第七条ニヨリ臨時ニ祭式ヲ発布セルモノ、中宮内省ト関係アルハ左ノ如シ

さらに右につづき十三の臨時祭式が掲げられる。神宮ニ即位礼並大嘗祭期日奉告ノ儀・神宮ニ大嘗祭当日奉幣ノ儀・神宮ニ即位礼後親謁ノ儀当日大御饌祭ノ儀・官国幣社ニ大嘗祭当日奉幣ノ儀・神宮ニ立太子礼当日奉幣ノ儀・神宮ニ神宝奉納ノ儀・神宮ニ皇室典範増補制定ニ付奉幣ノ儀・神宮ニ平和克復親告ノ儀・官国幣社ニ平和克復奉告ノ儀・明

治神宮例祭式・神宮二皇太子殿下御結婚誓約ノ儀・神宮二
關東地方地震奉告ノ儀・神宮二虎門事件奉告ノ儀である。
その内訳は神宮關係が十一、神社關係が二である。当時準

備されていた「神宮祭式」の詳細は不明ながら十一の神宮
臨時祭のうち恒例祭として計画されたものあつたのかもしれない。そして神社關係の臨時祭で注目されるのが「明治
神宮例祭式」である。注目すべき理由として、以下の二点
が挙げられる。まずは当該省令が勅使參向神社の例祭式と
して、初めて内務省令により規定された法令であるとい
点である。そしてさらに他の勅祭社の例祭式すなわち大正
十五年五月十日内務省令第十二号「官幣大社氷川神社官幣
大社熱田神宮官幣大社出雲大社樞原神宮及官幣大
社明治神宮例祭式制定ノ件」（以下、内務省令「勅祭社例祭
式」）のさきがけとなつた点である。

二 「明治神宮例祭式」から「勅祭社例祭式」へ

前節の「祭祀祭式改定調査」は左のようにつづいている。
祭祀令制定以前ノ慣行ニヨリ依然トシテ宮内省ニ於テ
祭式ヲ定メ本省（内務省、筆者註）ノ之ニ関セザルアリ
即チ左ノ如シ

一、官国幣社ノ昇格祭神増加等奉告祭

二、官幣大社賀茂別雷神社・同賀茂御祖神社・同石清

水八幡宮・同春日神社例祭

三、官幣大社氷川神社・同熱田神宮・同出雲大社・同

樞原神宮例祭

右ノ中第二ハ明治十七八年ノ交旧儀ヲ再興セラレ旧儀
ニヨリ行ハルルモノニシテ神社祭式六雜則ニ「一官幣
大社ニシテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル」トアルハ
即チ之ヲ斥セルモノナリトス而シテ是等ノ祭祀ニ関シ
テハ神社祭式制定ノ當時ニ於テ除外例ヲ設ケ之ニ係ハ
ラザルコト、セラレタルモ其後大正六年ヨリ勅使參向
ノ例ヲ開カレタル熱田・出雲・樞原三社ノ例祭ニ至ツ
テモ本省ニ於テハ別ニ祭式ヲ定ムルコトナク宮内省ヨ
リ之ヲ制定シ來レリ而シテ大正九年官幣大社明治神宮
ノ鎮座ニ至リ初メテ内務省令ヲ以テ例祭式ヲ規定セラ
ル、ニ及ベリ

右によれば、内務省が宮内省に配慮したため、内務省令
「神社祭式」においては勅祭に関する規定が「雜則」とし
て例外的に扱われたことがわかる。そしてある意味におい
て不備な状態にあつた勅祭社の例祭に関する規定が「明治
神宮例祭式」制定をきっかけに本格的に検討され始めたこ
とを窺わせるのである。

大正二年十二月二十日、明治天皇奉祀に關シ勅令第三百
八号により神社奉祀調査会官制が公布された。宮地直一

は鎮座二十年の座談会において、

会長は官制によつて当時の原内務大臣が之に当られ、委員には蜂須賀侯爵外各方面に於ける名士、権威二十有七名の人が任命せられたのであります。調査会に於きましては別に専門家を委託されてそれぞれの事項について慎重審議せられた^③。

と回想している。また『明治神宮造営誌』によれば、

調査会の会合は、特別委員会及び調査総会の二種とし、前者は神社の規模様式、神宝裝飾、社名、境内、造営経費等の各項に互りて、学術的調査を行ひ、後者は其の成案によりて之を審議し、然る後始めて大体の造営方針を決定し、此中重要な事項は、上奏して御内定を仰ぐものとせり^④。

と特別委員会および調査総会の役割りを明示している。そして「神社奉祀調査会は、大正二年十二月二十日官制公布以来、同三年十一月に至るまで、調査総会を開きて重要な事項を議すること二十件、特別委員会に於て、部門に互りて細密なる調査を遂げ、審議をなすこと、大正三年五月より十月に至るまで十一回、斯くして祭神、社名、社号、社格、鎮座地、例祭日、社殿、神宝裝飾、境内地等の諸項及び造営並に維持の経費等総べて創立に関する各般事項の調査を完了^⑤」した。現在、明治神宮には特別委員会による

報告書『神社奉祀調査会特別委員会報告』が残されている。そのうち「三、例祭日勅使発遣ニ関スル件」には特別委員会の調査結果が次のように報告されている。

例祭日ニハ勅使ヲ發遣セラルルコトニ御治定ヲ仰クヲ以テ最適当ナリト認ム／＼謹テ按スルニ現今ノ制例祭ニ当リ勅使發遣アラセラルル神社ハ官幣大社賀茂別雷神社、同賀茂御祖神社、同男山八幡宮、同春日神社、同水川神社、別格官幣社靖国神社ノ六社ニシテ何レモ特別ノ由緒アル神社ニ限レリ明治天皇奉祀神宮ニ於テモ是等神社ノ例ニヨリ例祭日ニハ勅使ヲ發遣セラレ祭祀ヲ鄭重ニセラルルコトニ御治定ヲ仰クヲ以テ最適当ナリト思惟ス^⑥（傍点筆者）

右報告を受け調査総会では左のごとく決定した。

現今例祭日に勅使の差遣ある神社に就て、其の由緒を按ずるに、官幣大社賀茂別雷神社、同賀茂御祖神社の如く、曾て王城鎮護の神として二十二社の上位に列し、朝廷の尊崇特に篤きものあり、同石清水八幡宮の如く、同じく二十二社の上位に列し、朝野の崇敬篤く、皇室の氏神と仰がれ、其の祭事には行幸に准じて上卿、参議等を派遣せられしものあり、同春日神社の如く、藤原氏の氏神にして二十二社の一に列し、古来朝廷の尊崇甚だ篤く、例祭には上卿並に近衛使を派遣して、奉

幣せしめられしものあり、同熱田神宮の如く、三種の神器の一なる草薙神劍を奉齋せるによりて、特別の待遇^{マツ}あらせらるゝものあり、同水川神社の如く武蔵国の一宮にして明治元年先帝の親しく行幸ありて、祭祀を行ひ給ひ、爾後永く奉幣せしむべしと、勅諭あらせられたるものあり、或は別格官幣社靖国神社の如く、維新前よりの殉国者を祀りて、行幸又は勅使差遣の典に預れるものあり。かく何れも古来及び近時の特別由緒ある神社に限られたり。／＼されば明治天皇奉祀神宮にありても、例祭日に勅使の差遣を請ひ、以て祭祀を鄭重にせらるゝことを適當とする旨、大正三年七月二日の神社奉祀調査会に於て、其の決定を見るに至れり^⑦。

(傍点筆者)

右決定によれば、調査総会においても特別委員会の報告に異論はなく、例祭日に勅使を差遣し祭祀を鄭重に行うことが適當とされた。しかしながら鄭重なる祭祀の具体的内容すなわち祭式については特に検討された形跡はなく今後の検討課題とされたらしい。

さて神社奉祀調査会の活動期間中、大正三年三月二十七日に内務省令「神社祭式」が制定され官国幣社の祈年新嘗および例祭の三大祭には地方長官が幣帛供進使として参向し御幣物を奉ることが定められた。内務省神社局考證課に

おいて荻野仲三郎・宮地直一とともに法令制定の立案をし、八束清貫は次のように回想している。

次に祭式制定の場合、難問の一は宮内省から下附の御幣物に関する事項を内務省令で定めることの可否如何、又その捧持者の名称如何についてであつた。前件は兎に角神社祭祀は内務省の所管事項であるからといふこととで解決したが、後件についてはなか／＼決まらなかつた。宮内省下附の御幣物を宮内省職員でもない地方長官の参向に対して奉幣使とするのは至当でないといふ。なるほどそれもその通りだ。といふので、結局「幣帛供進使」といふ新名称が案出された。なほ「使」の語に疑義が残つたが、どうやらそれで落着かせたのであつた^⑧。

このように問題を抱えながらも制定された官国幣社例祭式(祈年祭式、新嘗祭式と共通)が大正九年十月二十九日の内務省令「明治神宮例祭式制定ノ件」(以下、内務省令「明治神宮例祭式」)の叩臺となつたと推測される。それでは、表1にいずれも大正時代にまともな例祭式を掲げる。表1から、内務省令「神社祭式」中の例祭式(祈年祭・新嘗祭と共通)で①、つぎに内務省令「明治神宮例祭式」で②、つづいて同省令をもとに用意された「例祭式次第」で③、そして最後に内務省令「勅祭社例祭式」で④と丸数字を振り、

以下に丸数字①②③④をもつて参照する。

それでは表1に掲げた①②③④を上から順に比較検討する。まず①の幣帛供進使の役割りと②③④に共通する勅使の役割りの違いに注目する。①の式次第において幣帛供進使は宮司から開扉前に準備万端が整った旨の報告を受け、開扉後に無事終了の報告を受けている。これは祭典全体を奉行する上卿的な役割りを幣帛供進使が担っていると考えられる。いっぽう②③④において勅使は、宮司の祝詞奏上後、御幣物とともに参入し、宮司の献幣後、祭文を奏上し、諸員拝礼の前に退出してしまう。勅使は、宣命使・奉幣使に限定した役割りを担うのみである。つぎに②と③の相違に注目する。②には地方官著座（あるいは著席）の次第がなく開扉の時機が不明であるため③で補ったものと考えられる。また開閉扉に権宮司が奉仕するのが目に付くが、明治四十年の内務省告示「神社祭祀行事作法」において宮司・権宮司の二人奉仕による開閉扉が規定されているので違叛ではない。ひとつの可能性としては「念押し」である。つまり確認の意味をこめて式次第に二人奉仕を明示したのかもしれない。一条実輝・鈴木松太郎がそれぞれ宮司・権宮司に任命されたのが同月八日のことであり準備期間も短かかったのである。そして③において開閉扉と祝詞奏上の開始・終了の合図に笏拍子を拍つのは社殿の構造上必要と

されたのであろう。

最後に②と④とを比較する。両者の違いは地方官の修祓・著座の明記と、御幣物・御祭文に対する扱いである。地方官関係については省略し御幣物・御祭文に対する扱いのみ以下に考察する。まず②において御幣物の扱いは不明瞭で、ただ「勅使参進」につづいて「是ヨリ先修祓ノ儀アリ」と記述されるのみであった。これが④においては御幣物↓勅使・随員と祓う順序が明記された。そして「御幣物辛櫃」の置き場所も「便宜ノ所」と明記されるようになった。つぎに勅使が奏上したあとの御祭文の行方であるが、②では勅使が宮司のもとに授けるが、④では宮司が進んで勅使のところを受け取りにゆくことになった。このように御幣物・御祭文ともに、より鄭重な扱いを受けることが保證されたのである。

以上、大正時代に制定された内務省管下の官国幣社例祭式、特に勅使参向の例祭式を比較検討した。小括すれば、明治神宮の例祭式制定を通して、勅使が参向する祭祀としてより相応しい鄭重な祭式が考案され、氷川・熱田・出雲・橿原の各神社に展開されたといえよう。

三 三勅祭と宮中年中行事

大正三年の内務省令「神社祭式」において「官幣大社二

シテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル」として対象外とされた賀茂・男山（石清水・春日）の三勅祭は同十五年の内務省令「勅祭社例祭式」においてもまた対象外とされた。その三勅祭は明治十七から十九年にかけて旧儀が再興され、宮内省においてその式次第が取り決められていたのである。それでは旧儀再興までの明治前期における三勅祭の沿革を確認しておこう（表2参照）。

明治十六年九月二十二日には、宮内省支庁の設置が御裁可となり賀茂男山両祭の旧儀再興が決した。この件に関し『明治天皇紀』には左のごとく記されている。

京都に宮内省支庁を置き、書記官・御用掛・掌典等を勤務せしめ、又京都御所殿舎の布設等に従事せしめんがため、特に殿掌・殿部・殿丁を置く、京都宮闕保存のこと仰出され、事務漸く繁劇を加へたるを以てなり（割註略）／賀茂・男山両祭の旧儀を再興し、明年より之れを行はしめ、宮内省に合して諸事を取扱はしむ、賀茂・男山の両社は古來朝廷の崇敬特に厚く、其の祭祀は官祭として共に奉幣勅使差遣の事あり、其の儀式頗る莊重を極め、京都の北祭・南祭を以て称せらる、維新以後諸儀廃絶し、勅使差遣の事あるも一般神社奉幣の例に異なることなし、是れより先、右大臣岩倉具視が京都皇宮保存の議を上り、京都繁栄の道を講ずる

表2 三勅祭の沿革（『祭典録』『祭祀録』より作成）

明治	賀茂祭	男山祭	春日祭	備考
2年	旧儀	旧儀	旧儀	
3年	〃	宣使幣使参向	宣使幣使参向	
4年	宣使幣使参向	〃	〃	10・29「四時祭典定則」 （『太政類典』）
5年	勅使参向	勅使参向	勅使参向	
6年	地方官参向	地方官参向	地方官参向	3・2「官幣諸社官祭式」 （『祭祀録』）
7年	〃	〃	〃	
8年	〃	〃	〃	
9年	〃	〃	〃	
10年	〃	〃	〃	12・5神楽・走馬・東遊等廃止 （『明治天皇紀』）
11年	〃	〃	〃	4・12賀茂両社の東遊・走馬、男山八幡宮の神楽再興のため金三千円下賜 （『明治天皇紀』）
12年	〃	〃	〃	
13年	〃	〃	〃	
14年	〃	〃	〃	
15年	〃	〃	〃	
16年	〃	〃	〃	
17年	旧儀	旧儀	〃	
18年	〃	〃	〃	
19年	〃	〃	旧儀	

や、両祭の旧儀再興のこと実に其の一に居る、是の年五月、具視皇宮保存事務を督して京都に抵り、施設の大綱を定むるに於て、其の事始めて決す、既にして宮内省支庁を京都に置き、皇宮保存の事を司らしめらるゝに及び、是の日此の事を令せらる、初め両社とも例祭並びに臨時祭の旧儀を再興するに決したりしが、十七年八月共に其の臨時祭旧儀の再興を停む¹⁰⁾

右の岩倉具視の京都皇宮保存の議とは十六年一月の「京都皇宮保存二関シ意見書」¹⁾のことで、その条目は「三大礼執行ノ事」「桓武帝神靈奉祀ノ事」「伊勢神宮並神武帝遥拝所ノ事」「賀茂祭旧儀再興ノ事」「石清水祭（現今ノ男山祭）旧儀再興ノ事」「白馬節会再興ノ事」「大祓ノ事」「三大節拝賀ノ事」「宮闕ノ近傍ニ洋風ノ一館ヲ築造スル事」「宝庫築造ノ事」「宮殿並御苑ニ関スル事」「二条城ヲ宮内省ノ所管ト為ス事」「留守司ヲ置ク事」「社寺分局ヲ置ク事」である。その内容は即位・大嘗会・立后の三大礼を筆頭とする宮廷行事の再興、宮殿・御苑をはじめとする歴史的建造物の整備・保存など多岐に渡る。そのなかで賀茂男山の両祭が宮廷の年中行事の枠組みのなかで旧儀再興を望まれていることは注目される。両祭は改暦前には旧儀を停止せられているが、代表的な節会である白馬節会もまた同じ頃、廃絶を餘儀なくされている。岩倉の「意見書」から、これら

の三条目を以下に示す。

賀茂祭旧儀再興ノ事

賀茂祭（旧暦四月中西日其原ハ欽明天皇ノ御宇ニ起ル）同臨時祭（旧暦十一月下西日其原ハ宇多天皇ノ御宇ニ起ル）此両祭ハ最鄭重ニシテ勅使ノ行粧華麗ナリシヲ以テ京都近傍諸国ヨリ士民其盛儀ヲ觀ル為メ陸續入京シ当日九門内ヨリ賀茂社頭ニ至ル途上男女老幼雜沓麁集セシト雖モ大政維新ノ後ハ神社一般ノ奉幣式ニ從ヒ頗ル其儀ヲ簡ニシ毎年一度（四月十五日）勅使ヲ差遣スノミ此等ノ祭儀ヲ改革セラレシモ亦今日都下衰微ヲ來タセシ一原由ニ属ス依テ自今旧儀再興一年兩度之ヲ行フヘシ

石清水祭（現今ノ男山祭）再興ノ事

石清水臨時祭（旧儀三月中午日其原ハ朱雀天皇ノ御宇ニ起リ之ヲ南祭ト称ス）同放生会（旧暦八月十五日其原ハ朱雀天皇ノ御宇ニ起リ維新ノ後中秋祭ト改称シ後又男山祭ト改ム）此両祭モ亦旧儀莊重ナリト雖現今ハ賀茂祭ト同様ニ神社一般ノ奉幣式ニ從ヒ毎年一度（八月十五日）勅使ヲ差遣スノミ依テ自今當儀再興一年兩度之ヲ行フヘシ

白馬節会再興ノ事

白馬節会（正月七日其原ハ嵯峨天皇ノ御宇ニ起ル）青

馬天覽及兵部省御弓奏（射礼ノタメ御弓ヲ天皇ニ奉ルナリ）等ノ式アリ明治二年正月迄ハ元日節会踏歌節会ト共二三節会ト称シ毎年之ヲ行ハレシト雖車駕東幸已後其式廢絶ス而テ元日節会ハ新年宴会ト改称シ明治五年正月新式ヲ以テ之ヲ行ヒ終ニ恒典ト為ル依テ自今此節会ヲ再興シ平安京ノ宮闕ニ於テ旧儀ノ如ク執行シ昔時ノ歌垣ノ例ニ倣ヒ衆庶ノ拝觀ヲ許スヘシ

右意見によれば盛儀たる賀茂祭および莊重なる男山祭は地方官参向の平凡な例祭に改変され白馬節会においては廢絶され、これら行事の改廢が京都衰微の原因になったといふのである。また『明治天皇紀』明治十八年四月六日条には「春日祭の旧儀を再興し、明年より執行せしむ、仍りて賀茂・男山兩祭に準じ、宮内省をして諸事を取扱はしむ」とされ、翌十九年に旧儀によるいわゆる「三勅祭」が出揃うことになる。三月に旧儀による春日祭が再興された直後の賀茂祭は注目に値する。岩倉具綱から宇田淵への勅使解除の改定に関する通達を左に示す。

曾テ及御通達置候賀茂兩社祭式中下社ニ於テ勅使解除之節贖物執行之儀式書中別紙之通朱書ヲ増加致候就テハ凶面之贖物御調製相成度且兩社ニテ勅使祭文拜読、誦、テ起座之後執行順序差支候、辺有之ニ付別紙之通改正相成候間及御通達候尤其他都テ從前之通御心得有之度此

段申進候也

明治十九年四月廿六日 岩倉掌典

宇田主殿權助殿

追テ本文贖物之儀ハ下社ニ限候儀ニテ上社ニハ此儀無之昨年之通ニ候条此段為念申添候也¹³⁾

右通達によれば下社の勅使解除にかぎり贖物の儀が執行されたことがわかる。当年の春日祭を奉行した掌典の岩倉は、賀茂祭を奉行する宇田主殿權助に春日祭の順序通りに贖物の儀を行うよう通達しているのである。この改定は宮内省が奉行する三勅祭において、解除の祭式を共通化しようとする方向性がみてとれる。

三勅祭の旧儀再興ののち大正末年まで式次第に変化はなかったものの大正九年になると三勅祭幣帛に現品が奉納されるようになる。式部長官による通牒は左の通りである。

賀茂石清水春日三祭ニ御奉納ノ幣帛及神饌料左記ノ通り御改定大正九年ヨリ実施相成候条此段及通牒候也

大正八年十月十五日

式部長官伯爵戸田氏共

主殿寮出張所長

宮内事務官日野西資博殿

追テ幣帛ハ現品ヲ以テ御奉納ノ趣各社へ通知有之度

候

幣帛（一座分）

一 五色繩 各一丈二尺

一 絲 一絢

一 曝布 一端

一 木綿 二斤

一 麻 二斤

神饌料（一座分）

金參拾円^④

右通牒は日野西主殿寮出張所長から上賀茂・下鴨・春日・石清水の四社へ通知された。同日の式部長官通牒未学乙第四四八〇号「官幣社例祭並官国幣社祈年新嘗両祭神饌幣帛料二関スル件」^⑤において官国幣の大中小社・別格官幣社の幣帛・神饌の料金が改訂されている。当該通牒の但し書き中、幣帛の現品奉納が認められており、そのなかの官幣大社の幣帛に相当する品目が三勅祭の幣帛となつて^⑥いる。そして大正十四年になると旧儀神饌の再興をはじめとした大幅な改定が検討される。『祭典録』^⑦に残されている史料によると、三月十一日付で日野西資博内匠寮出張所長が春日、上下賀茂、石清水の各宮司に対し「春日祭（賀茂祭、石清水祭）例祭神饌ハ御奉納ノ料金範圍ヲ以テ旧儀神饌供進ノ事ニ御治定被為在候条依命此段及通達候」と立案している。さらに同日の立案で春日神社に対し「春日祭々儀中今般別

紙ノ通り改正暫定相成候此段及通牒候也」と依命通牒している。「別紙」を以下に示す（一つ書きは白丸数字①～⑩に改めた）。

① 修祓ノ式ヲ改正シ祓戸社ニ神饌ヲ供シ祝詞奏上ハ神職ノヲ行ヒ祓詞ノ座ハ祓戸社ト上卿又ハ辨ノ座トノ中間斜ニ向ヒ位置スルコトニ定メラル

② 上卿、辨ノ着到殿ヨリ社頭ニ参進ノ道筋ハ從來ハ藤ノ鳥居ヲ経テ慶賀門ヲ入ルノ制度ナリシモ他姓ノ者ニアリテハ南門ヲ入ルヲ保存スルコトニ定メラルノ南門ヨリ入ルコトアル時ハ南門内手水ノ場所ヲ布設スルコト 但上卿手水ノ所役ハ神職主典以上ニテ奉仕セラレタキコト

③ 食薦ハ神職四人ヲシテ一時ニ敷設シ御棚ハ第一ヲ上卿及辨ニテ奉昇シ酒樽ノ二個ハ神職二人ニテ同時ニ奉奠スルコトニ定メラル

④ 缶ハ中門内ニ辨備シ置クコトニ定メラル

⑤ 御幣物奉奠ノ作法ヲ左ノ通り改メラルノ神職幣物ノ案ヲ庭中ニ設クノ次内蔵寮官人御幣物ヲ取り出シ舞殿ヲ出テ造合ヲ経テ庭中ノ案上ニ奠ス二、三、四ノ幣物之ニ倣フ（以下略）

⑥ 御祭文奉読ノ座ヲ幣殿東一ノ間設クルコトニ改メラル

⑦ 宮司ノ木綿鬘ハ上卿ヨリ御祭文ヲ受クルトキ之ヲ懸ケ奉納ノ上取り外スコト、シ紙垂ハ四垂トスルコトニ定メラル

⑧ 御棚ノ神饌ヲ以テ例祭ノ神饌トスルコトニ定メラル

⑨ 上卿及辨ニ禄ヲ賜フノ儀ヲ再興セラル

⑩ 参列諸員ノ拜礼廃止ノ事ニ定メラル／但宮司以下神職ノ拜礼ハ従来ノ通り

⑪ 参列者ノ範圍ヲ拡張シ高等官同待遇ノ官吏之ニ準ズベキ公吏又ハ公職ニ在ル者神社所在地ノ区長、町村長及氏子総代又ハ之レニ準ズベキ者トシ服装ハ男子ハ大礼服正装服制ナキモノハ通常礼服（燕尾服）女子ハ通常服又ハ桂袴ト定メラル

右の十一の改正点を眺めると、旧儀による供饌の再興①③④⑧のみならず賜禄の再興⑨から参列者の拜礼⑩服装⑪まで多岐にわたり検討されていることがわかる。この別紙に続き「賀茂祭々儀改正事項」が綴られている。左にそれを示す（一つ書きは黒丸数字①～⑪に改めた）。

① 当日奏上スル祝詞ハ神社祭式ニ抛ララズ旧儀ニ抛ルベキコトニ改定

② 修祓ノ作法ハ各神社及其家ノ流儀ヲ用フルモ大麻ノ撫方散米ノ方法ハ「左、右、中」トスルコトニ一定

③ 上社解除ノ方式ヲ復旧シ古来ノ方法ニ抛ルコトニ改

定

④ 御幣物奉奠ノ順序ヲ左ノ通り改定

下社

内蔵使史生ヲ率ヒ中門前ニ到リ先第一ノ幣物ヲ東ノ案次ニ第二ノ幣物ヲ西ノ案上ニ奉奠ス（以下略）

上社ハ

前段下社ニ同断（以下略）

⑤ 返祝詞ノ拍手ハ両社ノ古例ニ則リ／下社ハ三声（詳細略）／上社ハ四声（詳細略）／ニ一定

⑥ 上社ノ返祝詞ハ従来拍手ノミナルヲ古例ニ復旧シ祝詞ヲ申スコトニ改定／但笏紙ヲ用フルヲ可トス

⑦ 上社ニ於ル御馬牽廻シノ儀ハ現行ノ三匝ノ上樓門前玉橋ヲ渡リ神前ニ対ハシメテ去、楠橋ヲ経テ帰着スル古例ニ復スルコトニ改定

⑧ 参列者ノ範圍ヲ拡張シ「高等官、同待遇ノ官吏之ニ準ズベキ公吏又ハ公職ニアル者神社所在地ノ区長町村長及氏子総代又ハ之ニ準ズベキ者トシ服装ハ男子大礼服正装服制ナキ者ハ通常礼服女子通常礼服又ハ桂袴ト制定

⑨ 参列諸員ノ拜礼ハ之ヲ廃止ス／但参列地方官及宮司以下神職ノ拜礼ハ従前ノ通り祭儀終了ノ后ニ於テスルコト

附記（注意事項）

⑩大祓ノ贖物撤却ノ際ハ弁備ノ案上ニ返サズ其案下又ハ取捨ノ形ヲ取ルコト

⑪返祝詞ノ声ハ高キニ過ギズ単ニ勅使ニ達スル程度ノ音声タルベキコト

⑫供饌ノ時機ヲ斟酌シ其終了ト勅使参着ノ時刻トノ間隔ノ長カラザルコトニ注意スルコト

⑬楼門其他式場ニ面シテ紫其他御紋章付幕ヲ張ラザルコト

賀茂祭の改正事項には春日祭のそれと違い神饌に関するものがない一方で、祝詞①⑤⑥⑪や修祓②③⑩に関するものが目立つ。こうしてみると先に挙げた旧儀神饌再興の御治定は、祭儀全般にわたる古儀の復活を期待する思召しであった、と考えられる。さて参列者の服装⑧拝礼⑨は春日祭の別紙における⑪⑩と同内容であり、時代に合わせた秩序ある三勅祭のあり方を摸索する改正事項として注目される。以上の大正十四年に検討された改正事項の多くは翌十五年に反映されていると考えられる。このほか同十五年石清水祭においては、祓幄が設けられ上卿解除の際に贖物の儀が執行され、さらに「上卿ハ維新以前ヨリ大正十四年マデ御祭文ヲ奏セズシテ宮司ニ付サレシヲ他ノ勅祭ニ於ケルガ如ク御祭文ヲ奏シテ後宮司ニ付サル、事ニ改正」（傍点

筆者）された。⁽²⁰⁾ 御祭文についてはすでに同年賀茂祭において改正されており「御祭文ノ讀ミ方」が以下のように明記されている。

旧制（大正十五年御改正前）ニ於イテハ勅使ハ御祭文ヲ無言ニテ讀ミシガ、新制即チ現制ニ於イテハ勅使ハ御祭文ヲ声ニ出シテ讀ム事トナレリ⁽²¹⁾

右の賀茂祭より更に遡れば同年春日祭においても「上卿御祭文ヲ奏ス⁽²²⁾」とされている。つまり大正十五年になると勅使が読む御祭文は内務省令あるいは陸軍省令で規定される祭式と同様に、三勅祭においても声に出すようになった。これもまた勅祭の新しい伝統と言えよう。さて岩倉の「意見書」が契機となり旧儀再興した三勅祭を含む宮廷行事はそののちどのようになったのであろうか。

昭和十五年に図書寮により作成された『現行宮中年中行事調査部報告』⁽²³⁾（全四十巻）は宮中における年中行事書である。収録された行事は、元旦の四方拝を筆頭に全部で三十五にのぼる。順にあげれば四方拝・晴御膳・新年朝賀・政始・新年宴会・講書始・歌会始・宮中杖・一月節日・紀元節・祈年祭・三月節日・春日祭・観桜会・五月節日・賀茂祭・大祓（六月十二月）・節折（六月十二月）・七月節日・九月節日・石清水祭・神嘗祭・新嘗祭・観菊会・賢所御神楽・歳末御祝詞・旬祭・先帝祭・先帝以前三代ノ例祭・天

長節・皇后御誕辰・皇太后御誕辰・皇太子御誕辰・寒中晷中御伺・立太子式となる。図書寮内の現行宮中年中行事調査部の事業は昭和十二年十二月十七日に左の如く立案されている。

現行宮中諸行事ノ由来沿革ノ調査ニ関スル件

宮廷年中諸行事ノ調査並ニ皇宮離宮ノ歴史的研究ニ就テハ従来当寮ノ有職調査部ハ其組織期間等ノ関係上之ニ及能ハサリシ所ナルモ之カ調査ヲ放置スルコトハ該事業ノ功ヲ一簣ニ缺クノ憾アリ殊ニ現行宮中ノ諸行事ニ就テハ其由来沿革ノ調査ヲ完成シ日常ノ省務ニ資スルコト最モ急ナルモノアルラ感ス因テ左記ノ計画ヲ以テ現行宮中諸行事ノ由来沿革調査ヲ開始致シ度相伺候

計画概要

一 担当人員 御用掛 二 (奏任待遇)

属兼編修官補 一 (秘書課配属者)

嘱託 三 (判任扱)

史生 二 (雇員)

録手 二 (雇員)

一年限 二年六月

一出張旅費 年額五〇〇円

一用度費 年額一〇〇円

右案は同年十二月二十四日に宮内大臣による決裁をうけているのだが、当該調査は有職調査の後継事業と考えられる。何となれば図書寮内の有職調査は昭和二年に始り十年の歲月をかけ第一期の有職調査(服飾・吉凶儀礼・宮殿調度)、第二期の臨時記録作成(出張聴取・招致講演)を終えている。しかしながらこれに加えて、当年六月二十二日に第三期として「京都方面ニ関スル追加事業ノ記録ノ校正」以下九項目の残務整理(当年末迄)が立案され、翌二十三日に決裁をうけているのである。このように事業期間の連続性もさることながら有職故実・年中行事はどちらも宮廷儀礼を支える基盤として関聯が強い。そして有職故実・年中行事の調査は「日常ノ省務ニ資スルコト」同じ目的であり、また「故老ノ物故スル者多キニ鑑ミ其ノ資料ヲ蒐集伝承シ秘説ノ口授ヲ採録スルノ急ヲ認メラレ」る背景もまた共通している。

さて『現行宮中年中行事調査部報告』所収の三十五の行事のうち「皇室祭祀令」に記載される祭祀として、四方拝・紀元節・祈年祭・神嘗祭・新嘗祭・賢所御神楽・先帝祭・先帝以前三代ノ例祭・天長節がある。また「皇室儀制令」に記載のある朝儀は新年朝賀・政始・新年宴会・講書始・歌会始・紀元節・天長節である。いっぽう廃絶された行事ではあるが一月節日・三月節日・五月節日・七月節

日・九月節日も調査、報告されている。廃絶された行事が「現行宮中年中行事」とされるのは、皇室の伝統として忘れてはならない行事であり、さればこそ記録に留められたと推察する。例えば新年宴会の調査報告書は次のように結ばれている。

古ク景行天皇ノ御世ニ既ニ行ハセラレタリシ新年ノ賀宴ハ、後ニ重大朝儀ノ一トシテ正月三節日亘リテ行ハセラレ、コノ制ハ千数百年ノ長キ間変ルコトナカリキ。明治維新トナリテコノ三節会ノ廢セラル、ヤ、之ニ代リテ新年宴会ノ制ヲ立テ、特ニ一日ヲ設ケテコノ日トナシ給フ。之等ノ制ヲ一貫シテ視ル時、年頭ノ大節ヲ祝シテ歡ヲ俱ニシ給フ意義ハ毫モ變化セザルナリ²⁶

右結語によれば廃絶した正月三節会（一月節日）の意義は、現行の新年宴会に引継がれているため、正月三節会もまた現行であるということであろう。そしてここに至って、廃絶していないにも係わらず上述の宮務法には規定されていない類のあることに気付く。春日祭・賀茂祭・大祓（六月十二月）・節折（六月十二月）・石清水祭・歳末御祝詞・句祭がそれにあたる。句祭の調査報告書は次のように始まる。

句祭ハ、公的ノモノニアラズシテ、御敬神崇祖ノ叡慮ヲ拝スベキ内的ノ祭祀タリ。即チ、一月一日ヲ除キテ、毎月、一日・十一日・二十一日ニ賢所・皇靈殿・神殿

（古制ニ於ケル神祇官神殿ニアタルモノ）ニテ行ハセラル、モノニシテ、皇室祭祀令ニハソノ規定ヲ見ズ。随ヒテ儀服モ御直衣ニテ出御アラセラレ、奉仕員モ淨衣ヲ着スルノミ、マタ奏樂モナク幣物モ奠セラレズ。マタ賢所・皇靈殿ノ神饌ハ平安朝以来ノ折敷高坏六本折櫃二十合ニシテ神供トイハンヨリハ御祖先ヘトイフ色彩濃厚ナル御供物ナリトス²⁶（傍点筆者）

右序説によれば句祭は「御敬神崇祖ノ叡慮ヲ拝スベキ内的ノ祭祀」という。また同報告書第一章において句祭の意義が次のように語られる。

内的ノ祭祀タリト雖モ決シテ忽緒ニ附スベキニアラズ、殊ニ二十一日・二十一日ノ句祭ニハ、従来（明治大正時代、筆者註）御代拝ノミナリシヲ現代（昭和前期、筆者註）ニ及ビ、三句悉ク御拝（三殿）アラセラル、事実ヲ拝シテハ、ソノ重要サト祭祀ノ永遠性ヲ知ルベシ²⁶

右義解によってもなお昭和天皇の御敬神崇祖の叡慮の程は窺い知るすべもないが、その起源についてもまた未詳とのことである。当該報告書によれば改暦前に行われていた節朔祭は句祭の前身のひとつで、その式次第のなかに「御敬神崇祖」の内実が具象化されている。すなわち賢所皇靈御拝ののち皇太神宮・豊受太神宮・神武天皇陵・孝明天皇陵・氷川神社・賀茂上下神社・男山八幡宮・熱田神宮・鹿

島神宮・香取神宮への御拝（遙拝）が続いている。このうち水川神社以下の諸社拝は元旦四方拝の諸社拝と同じである。このように年中行事のなかに天皇の神社への御崇敬の叡慮が表わされていることは見過ごせない。

三勅祭の旧儀が再興されつつある明治十九年二月四日制定の宮内省官制に式部職は「帝室ノ祭典儀式雅楽ノ事ヲ総掌ス⁽²⁾」と定められている。この「帝室ノ祭典」とは法令の枠を越えた伝統的な宮中の年中行事を指すことが本節を通じて理解されたものと思う。

おわりに

皇室と神社の関係は明治四十一年の「皇室祭祀令」においては祈年祭・新嘗祭における班幣のみであった。いっぽう内務省管下には勅使参向の神社があつたが、大正三年の内務省令「神社祭祀」においてもその祭式は例外扱いとされた。しかしながら同年の神社奉祀調査会特別委員会および調査総会により明治神宮の例祭式が勅使参向のうえ鄭重に斎行されることが決定された。そして同九年に内務省令「明治神宮例祭式」が定められると例外とされた勅祭社の例祭式が同十五年に内務省令「勅祭社例祭式」として制定された。その対象は水川・熱田・出雲・樫原・明治の勅使参向五社に限られた。いっぽう宮内省が奉行する旧儀によ

る賀茂・男山（石清水）・春日の三勅祭の祭式は、結局、宮務法あるいは国務法として制定されることはなかった。すなわち三勅祭は「帝室ノ祭典」として包括される宮中の年中行事として斎行されたと考えられる。

註

- (1) 長谷晴男編『神社祭祀関係法令規程類纂』再版（国書刊行会、平成元年四月、初版は昭和六十一年四月）三三二～三三四頁。
- (2) 神社本庁蔵『神祇院関係資料』四〇〇神社祭祀行事作法改正関係書類所収。
- (3) 『明治神宮御造営の由来を語る』（『明治神宮叢書』十七）四五五頁。
- (4) 内務省神社局『明治神宮造営誌』（昭和五年三月）二三三頁。
- (5) 同右、六一頁。
- (6) 『神社奉祀調査会特別委員会報告』（『明治神宮叢書』十七）二九頁。
- (7) 前掲『明治神宮造営誌』三七頁以下の「第四章 神宮創立事項の調査」第五節 例祭日並例祭日勅使差遣。
- (8) 國學院大學日本文化研究所編『神道要語集』祭祀篇一、二二九頁。
- (9) 『明治神宮祭典記録三』『明治神宮叢書』十五、三六三頁以下。
- (10) 『明治天皇紀』六、一一一頁。
- (11) 『岩倉公実記』下、二三八頁以下。
- (12) 前掲『明治天皇紀』六、三九一頁。

- (13) 宮内公文書館 26318 『祭典録（賀茂祭の部）明治19年』。
- (14) 宮内公文書館 26349 『祭典録（石清水祭の部）大正7～10年』。
- (15) 前掲『神社祭祀関係法令規程類纂』四八頁。
- (16) 当該通牒において「皇室祭祀令」における祈年幣・新嘗幣の品目が、また内務省令「神社祭式」における例祭幣帛の品目が定められた。ここに皇室と神社を結ぶ幣帛品目の詳細を式部長官が取り決め通達する意味は大きい。さらに三勅祭においては、幣帛だけでなく式次第の制定および勅使以下参役の発遣も宮内省が奉行するのが大きな違いである。
- (17) 宮内公文書館 26332 『祭典録（賀茂祭の部）大正12～15年』。
- (18) 『春日神社神供秘記』（『神社祭式行事作法典故考究』三〇四～三二二頁）によれば四座・祓戸社・酒殿に供饌されている。
- (19) 宮内公文書館 26323 『現行宮中年中行事調査部報告15（春日祭）大正十五年改定次第には①に関し祓戸社への供饌（一六一頁）が、また⑨に関し賜祿（一六七頁）が認められる。また宮内公文書館 26325 『現行宮中年中行事調査部報告18（賀茂祭）大正十五年改定次第には③に関し、上社の勅使解除の際に下社同様の贖物の儀が行われている（二六二頁）。ただし同書には幣案の使い分けや返祝詞の作法の詳細は示されない。未確認であるが、おそらく儀註に示されていると考えられる。』
- (20) 宮内公文書館 26330 『現行宮中年中行事調査部報告23（石清水祭上）』二二四～二二五頁。
- (21) 上掲『現行宮中年中行事調査部報告18（賀茂祭）』二七五頁。
- (22) 上掲『現行宮中年中行事調査部報告15（春日祭）』一六五頁。同書一五一頁には明治十九年の旧儀再興当時の式次第が納められており「御祭文拝読」となっているので賀茂祭・石清水祭と同様の変遷をたどったと考えられる。
- (23) 宮内公文書館 26309 『現行宮中年中行事調査部報告首巻（例言・総目録）』以下 26347 まで連番。
- (24) 宮内公文書館 2687 『例規録昭和12年』。
- (25) 同右。このなかに「有職調査事業残務二関スル件」が含まれている。内容は「有職故実ノ調査ハ五ヶ年ノ期間ヲ以テ昭和二年七月六日大臣決裁ニ依リ御用掛二名囑託一名ヲ以テ昭和二年七月之二着手シ主トシテ復飾、宮殿、調度ニ関スル諸項目ヲ豫定シ鋭意之カ研究調査ヲ進メ候モ当初ノ目的ニ照シ尚吉凶儀礼其ノ他取調ヲ要スル事項多々有之五ヶ年ヲ以テ到底其ノ事業ヲ終了スル事能ハス更ニ同機構ノ下ニ尚五ヶ年ノ延期方ヲ稟申シ昭和六年十二月九日大臣決裁相成調査ヲ継続致候尤モ途中土居囑託ノ転出アリタル為其ノ担当セル宮殿ノ調査ハ適當ノ後任ヲ得ル能ハス為ニ此分ヲ保留スルノ止ムナキニ至リタルハ遺憾ノ儀ニ有之候ヘ共其ノ他ノ調査項目ニ付テハ別表（一）ノ如キ成績ヲ挙ケ本年六月末ヲ以テ終了可致候ノ然ルニ此間有職故老ノ物故スル者多キニ鑑ミ其ノ資料ヲ蒐集伝承シ秘説ノ口授ヲ採録スルノ急ヲ認メラレ昭和七年三月卅一日大臣決裁ニ依リ昭和七年以後三ヶ年ヲ以テ在来ノ本務ト雁行シテ主トシテ京都方面ノ古老ニ就キ之カ調査ニ勉メ候結果其ノ実績ハ別表（二）ニ示スカ如ク

其ノ細目ノ数夥シキモノ有之当初ノ豫定ノ外此等ノ調査ヲモ終了致候モ為ニ此種記録ノ整理校合及当初豫期セサリシ追加資料ノ調査整理ヲ必要トスルモノ等別表(二三)ニ列記ノ如ク多々相生候就テハ本年七月以降年末迄六ヶ月ヲ限り残務整理方御認可相得度ク伺候也」と記される。ただし本稿において紙数の関係で別表(一)(二)(三)を割愛した。

(26) 宮内公文書館 26214 『現行宮中年中行事調査部報告 5 (新年宴会)』 九九頁。

(27) 酒巻芳男は祭祀令所定外の恒例祭祀について「皇室祭祀令は典型的な祭祀を掲げて其の次第等を定めたものであるから、本令に規定して居ないときは古來行はれたものでも之を執行してはならないと云ふ訳ではない」として旬祭・大祓・節折・除夜祭・皇族靈殿祭及墓所祭をあげている(『皇室制度講話』第三刷(一九九四年九月、第一刷は一九三四年一月) 八一〜八二頁)。

(28) 宮内公文書館 26238 『現行宮中年中行事調査部報告 31 (旬祭)』 一〜二頁。

(29) 同右、四頁。

(30) 『法令全書』明治十九年二月達宮内省第一号。

追記 本稿は平成二十九年九月に國學院大學に提出した博士論文「神社祭式の研究」の第六章「神社祭祀と宮中年中行事」を加筆修正したものである。

(春日神社権禰宜、國學院大學大学院特別研究員)